



ドッグクラブ会則

-
- 名 称 芝浦アイランド ドッグクラブ（以下、「当クラブ」という。）
- 会の目的 愛犬とともに楽しく遊ぶことを通して、会員ならびに会犬同士の交流と地域の人々との平和な共存を目指す。
- 組 織 このクラブは非営利の組織とする。
平成 22 年 3 月までに芝浦アイランド自治会が設立されない場合は、当クラブは自動的に解散することとする。
- 主 催 株式会社マイライフ・ハウジング
- 役員の設置 原則として、役員等はおかない。
- 会員資格 (1) 犬を愛し、また当クラブの趣旨を理解し、互いに行動でき、規約を遵守出来る方。
(2) 芝浦アイランドエアタワー・グローヴタワー・ブルームタワー・ケーブタワー居住者で、かつ飼育する犬を制御できる者。
(3) 1 頭 1 会員とする。
- 規 約 1. 会員は「人と犬の共存」を目指し、飼い主としてのマナーの向上と啓蒙に努める。
2. クラブに入会する場合は会則に同意の上、規定の入会申込用紙に必要事項を記入し、一年以内の犬のワクチン接種証明書・狂犬病予防注射済票と共に事務局に提出する。
3. 会員がクラブの会則や趣旨に違反する行為を行ない、クラブの名誉を著しく傷つける行為を行なった場合は退会とする。
- 禁止・お願い事項
- ・犬の糞を放置したり、ゴミを片付けないなど、公共の場所を利用するに当たって、ふさわしくない行為。
 - ・クラブを営利目的に利用すること。
 - ・会員のプライバシーを無断で損なう行為。

- ・その他、クラブの趣旨に反する行為や言動。
 - ・他の人の犬におやつなどをあげる時は、ダイエットやアレルギー等、それぞれに事情がある場合があるので、必ず飼い主の了解を得てからにする。
 - ・ヒート期（発情中）の雌の犬は、雄の興奮を呼び、トラブルの元になるため、その期間中は、当クラブへの犬の参加は控えること。
 - ・ノーリードで使用することができるドッグラン以外では、必ず犬にリードをつけること。ノーリード可のドッグラン内であっても、リード（ロングリード）は必ず持参して、必要に応じて使用すること。
- 〈適用例〉①犬の興奮が激しく、喧嘩になりそうな時。
②雄の犬の求愛行動が、執拗な時。

年会費 芝浦アイランド自治会設立までは無料。
但し、イベント開催の際には、参加者に実費を分担していただく可能性がある。

- 活動内容**
1. 犬の教育と飼い主の啓蒙
 - ・犬のしつけ教室（犬の教育と飼い主のモラルの向上）
 - ・イベントの実施 年2～3回 愛犬家同士の交流イベント
 2. 情報の伝達
 - ・会員名簿の作成
 - ・HP・掲示板によるイベント等のお知らせ
 3. その他、必要と思われる活動

会員特典

○エンブレム発行

○芝浦アイランドケーブルタワーのドッグランが下記条件で利用できる。

（※1）

（使用料）

- ・ 年額6,000円（ケーブルタワー居住者を除く）

（使用時間）

- ・ 4月～9月 9:00～17:00
- ・ 10月～3月 9:00～16:00

（使用制限）

- （1）ドッグランを使用させることができる犬は次の各号のとおりとする。
 - ・ペット飼育細則に基づき管理組合より飼育の承認を受けている犬
 - ・芝浦アイランド自治会ドッグクラブ会員が持込む犬で、ペット飼育細則に規定されている飼育可能な犬に準ずるもの
- （2）発情期（出血開始の約1週間前から出血終了の約1ヶ月後まで）の雌犬、病気の犬及び生後3ヶ月未満の子犬は入場させないこと。

- (3) 飼育する犬が攻撃的な性格であることが予め判っている場合は、入場させないこと。
- (4) 使用者が中学生以下の場合は、保護者が同伴すること。また、保護者は、当該使用者と犬を残してドッグランから退場しないこと。
- (5) 有償による犬の訓練や物販等の営業活動はできないこと。
- (6) 犬同士の激しい接触や興奮状態がおきた場合は、使用者はリード掛けを行い、平静な状態に犬を戻すように努力すること。万一興奮状態が収まらない場合は、犬を退場させること。

(遵守事項)

- (1) 使用者は、自己の責任において本施設を使用すること。
 - (2) 階下への落下の危険があるため、ボールやフリスビー等の投擲型の犬の玩具を持ち込まないこと。
 - (3) 犬の毛の手入れ、シャンプー、給餌を行わないこと。
 - (4) 犬が排泄した場合は、使用者が排泄された糞尿を処理するとともに、排泄箇所を水でよく洗い流すなどの衛生的な後始末を行うこと。
 - (5) 使用者は、常に犬の動向に目を配り、突然の対処に速やかに動けるよう十分に気配りを行うこと。
 - (6) 使用者は、犬に次の各号に掲げる行為をさせないこと。
 - ・他の使用者に飛びつくこと
 - ・他の犬を追いかけて怯えさせること
 - ・マウンティング
 - ・その他、他の使用者及び犬に迷惑又は危害を及ぼす恐れがある行動
 - ・吠え続けること
 - (7) 万一犬による他者への噛込みがあった場合は、使用者は狂犬病予防法第5条に定める予防注射済票を相手に提示すること。
 - (8) 犬同士のトラブルに関しては、使用者同士が誠意をもって解決にあたること。
 - (9) 飲酒、食事、喫煙を行わないこと。
 - (10) 自転車、三輪車、一輪車、スケートボード及びローラースケート等の乗り物を持ち込まないこと。
 - (11) 花火、焚き火等を行わないこと。
- ※ 1 ケープタワー管理組合の意向によりドッグランが利用できなくなる可能性があります。

免責について

当クラブは、各自の自由意志に基づいて運営される。

よって、当クラブ内及び芝浦アイランドケープタワードッグラン内での万一の事故の場合は、各会員が自己責任の元処理を行うものとし、当クラブ及び芝浦アイランドケープタワー管理組合は一切の責任を負わないものとする。

退会について

◇以下の場合に、退会の手続きを行うものとする。

- ・会員より、退会の申し出が、事務局に対しあった場合。

◇退会後の手続き

- ・会員名簿より、会員（犬）項目を除くこととする。

（原則として、退会理由は公開しない）

〈補足〉

- ・退会後の再入会は可能。

会則の変更・削除・追加について

今後、会員相互の交流の中で、提案・検討していくこととする。

以 上